

# 学級編制基準

令和4年3月31日制定

令和4年4月1日施行

## 1 小・中学校

項 目	小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。)		中 学 校 (義務教育学校の後期課程及び 中等教育学校の前期課程を含む。)
	(第1～3学年)	(第4～6学年)	
単式学級	35人		40人
複式学級	14人 (第1学年を含む場合は、8人)		—
特別支援学級	8人		

(注) 上記は標準としての基準である。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 1 単式学級に係る学級編制において、兵庫型学習システムにおいて次の研究指定を受けた場合
  - ア 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)第4学年において、市町教育委員会が35人学級編制の研究指定を希望し、県教育委員会が認めた場合
  - イ 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)の1学年を上限に、市町教育委員会が35人学級編制の研究指定を希望し、県教育委員会が認めた場合
- 2 その他、地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取り扱いについて市町教育委員会が特に必要があると認めた場合

## 2 高等学校

全 日 制 課 程 (中等教育学校の後期課程を含む。)	定 時 制 課 程	通 信 制 課 程
40人	40人	—

## 3 特別支援学校

項 目	保 育 相 談 部	幼 稚 部	小 学 部	中 学 部	高 等 部
単 一 障 害 学 級	7人 (全ての幼児で編制)	7人 (全ての幼児で編制)	6人	6人	8人
重 複 障 害 学 級	—	—	3人 3人 〔複数の学年の児童生徒の数の合計数が3人以下の場合は、複式編制とする〕		3人